

子どもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 特別支援学校におけるいじめへの不適切な対応

◆特別支援学校に通う中学生が、他の生徒らから、必要以上に凝視されたり、つきまとわれたりするなどの嫌がらせ行為を継続して受けたことにより、不登校になったとして、被害者の親から法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査の過程において、いじめについての認識が親と学校側とで相違することがうかがわれたため、法務局は、被害者の親及び学校側に対し、被害者の現在の状況、被害者に対する学校側の対応について、話し合いの場を設けることを提案した。

話し合いの場は、法務局担当者も同席して行われ、学校側は、被害者の担任教師に対し、被害者の気持ちに寄り添った対応をするよう指導するとともに、学校全体で再発防止に取り組む旨を約束し、両者の間に信頼関係を構築することができた。

(措置:「調整」)

2. 中学校におけるいじめ事案

◆学校で開催された人権教室により人権相談窓口を知った中学生から、友人が転校先でいじめを受けて自殺を考えているとして、インターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに被害者の転校先の中学校に連絡を取り、被害者の状況を確認するとともに、情報提供を行い、被害者に対する見守り等、必要な対応を要請した。法務局はその後も被害者の状況把握に努めていたところ、被害者が精神的に安定し、自殺をする兆候がみられないことが確認できた。

(措置:「援助」)

3. 高校におけるいじめ事案

◆高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるに至った。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているとのことであった。

(措置:「援助」)

4. 母親による子に対する虐待事案(1)

◆小学生から、母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日、一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ、健康状態は良好であり、法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。

(措置:「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

5. 母親による子に対する虐待事案(2)

◆中学生から、母親から殴る、蹴る、刃物を突きつけられるなどの虐待を受けているとして、インターネット人権相談受付窓口にご相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに中学校及び児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を確認するとともに、中学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、より深刻な状況にあることが認められた。そのため、児童相談所に対応を引き継ぐとともに、関係機関において情報を共有する体制を構築した。

法務局は、児童相談所への引継後も、被害者にメールを送り、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけや、父を交えて家族内で話し合いをしたこと等により、母の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。また、今後も、関係機関において、被害者の見守りを続けていくことを確認した。

(措置:「援助」)

6. 保育士による保育園児に対する体罰事案

◆保育園児が保育士から体罰を受けたとして、母親から「子どもの人権110番」を通じて法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該保育士が、指導の趣旨で、拳で被害者の頭を叩いた事実が認められた。

そこで、法務局は、当該保育士に対し、当該行為は指導の限度を超える有形力の行使に該当するものであり、その不当性を強く認識し反省するよう促し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

また、保育園の園長に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。

(措置:「説示」「要請」)